令和 5 年 5 月 15 日

各事業者　様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市介護保険事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、貴法人が運営している介護事業所等において、令和 3 年度に新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金を受けているため、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要です。（控除税額が 0 円でも提出が必要です。）

つきましては、以下のとおり、必要書類を介護保険課までご提出ください。

1　提出書類

(1) 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第 3 号)

(2) 添付書類

①　上記(1)の「3　補助金返還相当額」がある場合

ア　課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第 1 表、第 2 表）

イ　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（付表 2）

ウ　返還額の計算書等（任意様式）

②　上記(1)の「3　補助金返還相当額」が 0 円の場合

ア　別紙

※1　上記「様式第 3 号」及び「別紙」はＮＡＧＯＹＡかいごネット事業者向けページの**新着情報（令和 5 年 5 月 15 日）**に掲載しています。

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/

※2　法人単位ではなく事業所ごとに作成してください。

※3　令和 3 年度事業分の補助金にかかるものです。

※4　内容については担当税理士等にご確認ください。

2　提出期限及び提出方法

(1)提出期限　　**令和 5 年 6 月 1 日（木）**

(2)提出方法　　メールもしくは郵送

（次ページあり）

※サービス種別によって提出先が異なりますので、ご注意ください。

サービス種別	提出先係
訪問介護　予防専門型訪問サービス　生活支援型訪問サービス 訪問入浴介護　通所介護　地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護　予防専門型通所サービス ミニデイ型通所サービス　運動型通所サービス 介護老人保健施設　短期入所療養介護　有料老人ホーム	介護保険課 推進係
訪問看護　訪問リハビリテーション　通所リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　居宅介護支援　　介護予防支援 小規模多機能型居宅介護　サービス付き高齢者向け住宅	介護保険課 居宅指定係
介護老人福祉施設　短期入所生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護　介護医療院　養護老人ホーム	介護保険課 施設指定係

●提出先メールアドレス

メール送信される場合は、件名に「事業所名（サービス提供体制確保事業補助金の仕入控除税額報告）」と入力してください。

推進係	a2591-05@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
居宅指定係	a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
施設指定係	a2539-02@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

●郵送先

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市役所健康福祉局介護保険課〇〇〇係

お問合せ先
健康福祉局介護保険課
Tel　052-972-2539・052-972-3487

【参考】
新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱
（交付の条件）
第10条　補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。
(7)　補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第３号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月１日までに市長に報告しなければならない。
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。